

新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月9日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第 1 号

新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則（平成28年新潟市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（」の次に「平成27年新潟市条例第49号。」を加える。

第2条第2項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 障がいのある人

第14条第2項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 障がいのある人

附 則

この規則は、公布の日から施行する。